

瀬戸市文化センター文化交流館清涼飲料水用自動販売機設置に係る行政財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月9日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市が行う清涼飲料水用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の入札に参加される方は、この募集要領をよく読み、現地を必ず確認され、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 入札の流れ

○ 自動販売機設置事業者募集要領の配布

令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）まで

瀬戸市文化センター文化交流館2階管理事務所で配布するほか、瀬戸市ホームページからでもダウンロードできます。

※ただし、令和8年2月10日（火）は休館日のため、瀬戸市文化センターでの配布は行いません。



○ 自動販売機一般競争入札参加申込書の提出

令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

※令和8年2月24日（火）午後5時15分必着

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類を文化課（瀬戸市文化センター文化交流館2階）まで持参又は郵送で提出してください。期限までに提出のない方は、入札に参加できません。

受付場所は5(2)、提出書類は5(3)を参照してください。



○ 入札の実施

日時 令和8年3月13日（金）午後1時30分から

場所 瀬戸市文化センター 文化交流館2階 21会議室

※入札書に必要事項を記入・押印して持参してください。



○ 落札候補者の決定

入札終了後、ただちに開札を行います。開札の結果、入札者のうち市の最低貸付価格以上で最も入札価格の高い方を落札候補者とします。



○ 落札者の決定と契約締結

落札候補者は、資格確認書類を提出してください。入札参加資格を確認後、落札者は下記の日にちまでに契約締結をしていただきます。

契約締結期限 令和8年3月23日（月）まで

契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで



○ 自動販売機の設置

機器の設置については、契約後に文化課と調整のうえ、利用者等の安全に配慮し機器を設置してください。令和8年4月1日から営業開始ができなかった場合でも、瀬戸市は貸付料の返還やその他の補償には一切応じられません。



○ 貸付料の納付

貸付料は、契約書内で定められた期限までに、瀬戸市が発行する納入通知書により納付してください。

2 貸付物件

(1) 貸付物件は、下記のとおりです。

施設名	設置場所	貸付の種類	設置台数	貸付面積	最低貸付価格（5年分）
瀬戸市文化センター文化交流館	瀬戸市西茨町 113番地の3 1階入口前 (屋外)	雑種地	1台	1.50m ²	9,623円

(2) 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合や、設置場所の傾斜により設置が困難な場合があるので、それらについて支障がないか申込み前に設置場所を確認してください。

(3) 現地説明会は行いません。入札参加を希望される方は、ご自分で現地確認を行ってください。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者として入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 個人にあっては、瀬戸市内に住所を有し、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 法人にあっては、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について、3年以上の実績を有し、瀬戸市外に本店を置いている場合は、本入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営をする自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその付帯設備並びにこれらの敷地）に1回以上設置した実績があること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「瀬戸市指名停止取扱要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合には、該当する許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税、県税及び瀬戸市税を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

4 貸付条件等

自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、瀬戸市が設置事業者に対し、行政財産である土地や建物の一部を賃貸する方法により行います。なお、貸付契約の更新は認めないものとします。

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

イ 貸付料

設置事業者として決定した者が提示した入札価格の金額をもって5年間の貸付料とします。

なお、貸付料は、年度毎に、瀬戸市が発行する納入通知書により、瀬戸市の指定する期限までに一括納付してください。

ウ 機器の設置

機器の設置については、契約後に文化課と調整のうえ利用者等の安全に配慮し機器の設置をしてください。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、瀬戸市は貸付料の返還やその他の補償には一切応じられません。

エ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とし、設置事業者において計量法施行令第18条に規定する有効期間内の計量機器（以下「子メーター」という。）を設置し、使用料を瀬戸市が指定する期限までに納付してください。

なお、子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用についても設置事業者の負担とします。

オ 設置機器の仕様

- (ア) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (イ) 貸付面積を超えないものを設置し、併せて転倒防止対策を行うこと。
- (ウ) 災害対応型であること。
- (エ) 災害対応型にあっては、災害発生時には、飲料水を無償で提供すること。

(2) 利用上の制限

契約期間中は、次のことを遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 使用期間中に3の(5)に係る許認可の取消しを受けないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、瀬戸市の指示に従うこと。

オ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、ペットボトル等密閉式の容器の清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

カ 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

キ 災害発生時は、飲料水を無償で提供すること。

ク 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じ施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

ケ その他、施設管理者が定める事項を遵守すること。

(3) 維持管理責任

契約期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
なお、商品が盜難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の缶器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復をしてください。
なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を瀬戸市に請求することができません。

5 入札参加申込み受付

入札参加を希望する方は、次により自動販売機一般競争入札参加申込書を提出してください。期限までに申込書を提出しない方は、本入札に参加することはできません。

(1) 受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

【令和8年2月24日（火）午後5時15分必着】

(2) 受付場所

489-0884 瀬戸市西茨町113番地3
瀬戸市文化センター文化交流館2階 文化課

(3) 必要な書類（各1部）

- ア 自動販売機一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- イ 法人役員等に関する調書（第1号様式その2）（ただし法人の場合のみ）
- ウ 委任状（第2号様式）（代理人により入札する場合）
- エ 誓約書（第3号様式）
- オ 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を照明する写し
- カ 入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を国又は地方公共団体に1回以上設置した実績を証明する使用許可書等の写し
- キ 3の(5)に係る許認可等の免許証の写し

(4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月13日（金）午後1時30分

(2) 場所

瀬戸市文化センター文化交流館 2階 21会議室

7 入札保証金

免除

8 入札金額

(1) 入札金額は、4(1)の貸付期間中の5年間の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。

9 入札

(1) 入札書の記載事項

ア 入札は所定の入札書（第4号様式）（以下「入札書」という。）を使用します。入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、押印すること。

イ 入札金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入すること。

(2) 入札の方法

ア 入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に「令和8年3月13日開札 濑戸市文化センター文化交流館自動販売機設置の入札書在中」、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入すること。別紙封筒記載例を参照してください。

イ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできない。

ウ 入札参加者の事前公表は行いません。

エ 入札に参加するものが1人である場合においても、原則として入札を執行します。

オ 最低貸付価格を公表しているため、入札回数は1回とし、再度入札は行いません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効になりますのでご注意ください。

ア 自動販売機一般競争入札参加申込書（第1号様式）（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書（第3号様式）を提出していない者のした入札

イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

ウ 所定の日時までに所定の場所に達しない入札

エ 入札に際して談合等による不正行為があつた入札

オ 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札

カ 入札書に記名及び押印のない入札

キ 入札書の記載事項が確認できない入札

ク 入札書の金額の表示を訂正した入札

- ヶ 入札書を入れた封筒に記名及び押印のない入札
- ｺ その他、瀬戸市があらかじめ指示した事項に違反した入札
- ｻ 最低貸付価格より低い金額を表示した入札

(4) 開札

開札は入札者の面前で行います。

(5) 落札候補者の決定

落札候補者は、市の最低貸付価格以上で最も入札価格の高い者をもって決定します。ただし、同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札候補者を決定します。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

11 資格審査

(1) 開札終了後、落札候補者は、瀬戸市が指定する期日までに、次に掲げる資格確認書類を瀬戸市経済文化部文化課文化係まで持参により提出してください。なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者のした入札は無効とします。

提出書類

ア 自動販売機一般競争入札参加資格確認申請書（第5号様式）

イ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

【法人の場合】・・・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

【個人の場合】・・・住民票の写し又は外国人登録原票の写し

ウ 国税、県税及び瀬戸市税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）

（ア）国税について（所轄税務署が発行する証明書）

　A 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

　　（その3の3 未納のないことの証明）

　B 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

　　（その3の2 未納のないことの証明）

（イ）県税について（県税事務所が発行する納税証明書）

　A 法人・・・「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」及び「自動車税」の納税証明書

　　（未納の税額がないこと用）

　B 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書

　　（未納の税額がないこと用）

（ウ）瀬戸市税について（誓約書の提出により、市で確認します）

　A 法人・・・「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」

　B 個人・・・「市・県民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」

(2) 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位の者が落札候補者となり、資格審査を受けてい

ただく必要があります。その場合は、瀬戸市よりその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

12 契約の締結

- (1) 別紙市有財産有償契約書（土地用）（以下「契約書」という。）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約締結期限は、令和8年3月23日（月）です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る入札に参加できない場合があります。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (4) 貸付契約は、入札参加者名義で行います。
- (5) 令和8年3月議会の予算の議決の内容により、契約の変更又は解除があり得ます。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、貸付契約締結と同時に契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する額（円未満切上げ）を瀬戸市発行の納付書により納付していただきます。ただし、瀬戸市契約規則第30条第2項の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- (2) 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は、瀬戸市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- (3) 契約保証金には、納付した日からその還付を受けるまでの期間に対する利息は付しません。

14 問い合わせ先

瀬戸市役所 経済文化部文化課文化係

瀬戸市西茨町113番地の3（瀬戸市文化センター）

電話 0561-84-1093

FAX 0561-85-0415